⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は令和４年７月22日（金）を予定する。

⑾　紙入札方式による参加を希望する場合の手続　紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、参加表明書等とともに紙入札方式参加（変更）届出書（電子入札留意事項様式１）を、上記４⑴に示す場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

⑿　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Tunnel design of Nankitanabe tunnel and the other tunnlel in Hanwa Expressway.

⑷　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 July 2022 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 7 July 2022. if by mail, 4 : 00 P.M. 7 July 2022)

⑸　Time Limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 31 August 2022

⑹　Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 29 September 2022 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 29 September 2022. If by mail 11 : 00 A.M. 29 September 2022)

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Kiyoko Nakagawa, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture, 567―0871, Japan. TEL. 06―6344―9242

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

設計共同体を結成し、支出負担行為担当官東京航空局長が発注する下記の業務における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年６月27日

東京航空局長　藤田　礼子

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空建第48号

1　業務概要

⑴　業務名　東京国際空港海上保安庁格納庫その他新築設計業務

⑵　業務内容　本業務は東京国際空港における海上保安庁格納庫及び庁舎等の新築設計業務を行うものである。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和６年３月29日まで

2　資格審査申請書の受付期間

本日より令和４年７月６日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）までの間の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで（最終日は14時00分までとする）。なお、令和４年７月６日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出までに当該設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の交付場所　設計共同体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。

〒102―0074 東京都千代田区九段南１―１―15九段第二合同庁舎　国土交通省東京航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ03―6880―1505

⑵　申請書の提出方法　申請書は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。なお、提出場所は⑴に示す申請書の交付場所と同じ。

①　４⑴③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

②　４⑵の要件を満たすことを判断できる内容を記載した書類

③　４⑸により締結した設計共同体協定書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体

⑴　組合せ及び構成員の資格要件　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　令和３・４年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のＡ等級に格付けされ、東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、③の再認定を受けている者を除く。

⑤　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの日までの間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号。）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ⅰ　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

但し、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

〈１〉親会社と子会社の関係にある場合

〈２〉親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

ⅱ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

但し、〈１〉については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

〈１〉一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

〈２〉一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。